

高吾北広域町村事務組合女性職員活躍行動計画実施状況

令和8年7月3日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき、高吾北広域町村事務組合女性職員活躍行動計画の実施状況を以下のとおり公表する。

- ①令和7年度までに、管理的地位（所属長及び消防長）における女性割合を、令和2年4月1日の実績（22%）より8%引き上げ、3割以上にする。

令和8年4月1日の女性割合 13% 未達成

目標	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
30%以上	22%	22%	22%	11%	13%	13%

分析：割合が令和6年よりも微増しているが、これは管理的地位に就いている職員数が9名から8名に減少したことによるものである。

- ②令和7年度までに、消防職にて女性を1名以上採用する。

令和4年に1名採用済 達成

目標	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
1名以上	0名	1名	0名	0名	0名	0名

- ③令和7年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を令和元年度の実績（0%）より10%引き上げ、1割以上にする。

令和6年度の男性職員育児休業取得割合 67% 達成

目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
10%以上	0%	0%	29%	57%	67%	63%

まとめ

今回も②と③は目標を達成している。③の男性職員育児休業取得割合に関しては、令和6年度と比較して微減しているものの6割以上という高い水準を保っており、当組合において男性職員も育児休業を積極的に取得する環境が整いつつあることがうかがえる。

しかし、①の管理的地位における女性割合の項目に関しては依然として未達成である。令和7年度においても、管理的地位に昇格するために必要な経験等を有する女性職員がいなかったため、女性職員がキャリアアップできるような人事を今後も積極的に検討する必要がある。